

駐 車 許 可 申 請 書 年 月 日 警察署長 殿 住 所 申請者 氏 名 連絡先 (- -) (- -)			
車 両 種 別		車 両 (登 録) 番 号	
駐 車 日 時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
駐 車 場 所		※ 駐車場所から付近の路上駐車場等までの距離 (m)	
主 たる 運 転 者 氏 名			
申 請 理 由			
添 付 書 類		☐ 自動車検査証 ☐ 当該申請に係る駐車場所及びその付近の見取図 ☐ 主たる運転者の運転免許証 ☐ その他 ()	
確 認 事 項	☐ 当該申請の駐車日時について ☐ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間でないか。 ☐ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないか。 ☐ 当該申請の駐車場所について ☐ 駐車禁止の規制のみが実施されている場所であるか（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第 45 条第 1 項各号に掲げる場合を除く。）。 ☐ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないか。 ☐ 駐車に係る用務について ☐ 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であるか。 ☐ 5 分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であるか。 ☐ 法第 77 条（道路の使用の許可）第 1 項各号に規定する行為を伴う用務でないか。 ☐ 範囲内に路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれにも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められる駐車可能な場所について ☐ 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近 ☐ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね 100 メートル以内		

- ※ 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- ※ 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- ※ 3 太線の枠内を記載すること。
- ※ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。） また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会、窓口は交通規制課となります。）この処分の日の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。） なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。